

令和8年度佐賀県水防計画の概要



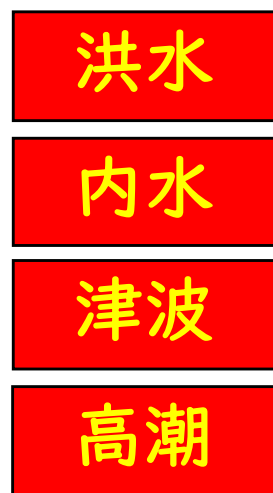
【令和5年7月】
嘉瀬川 溢水 (佐賀市)



【令和5年7月】
三本松川 越水 (神崎市)

水防法の趣旨

洪水、内水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。



水防計画

水防計画とは、水防上必要な

- ①監視、警戒、②通信、連絡、③ダム又は水門等の操作、④水防のための水防団、消防機関等の活動、⑤団体間における協力及び応援、⑥水防のための活動に必要な河川管理者の協力、⑦水防に必要な器具、資材の整備及び運用に関する計画をいう。

令和8年度水防計画書の記載項目

第1章 総則

第2章 水防組織

第3章 水防通信連絡

第4章 水位の観測、通報及び公表

第5章 水防警報

第6章 洪水予報

第7章 気象等の通報等

第8章 ダムの管理・水門等の操作

第9章 巡視及び警戒

第10章 緊急通行

第11章 水防信号及び標識

第12章 協力及び応援

第13章 自衛隊及び警察官の出動要請

第14章 水防管理団体の水防計画

第15章 水防訓練

第16章 水防啓発

第17章 その他

令和8年度の主な変更点

1 用語の定義の追加・修正

2 河川管理者等による氾濫等の通報

3 土砂災害に関する情報・伝達経路の整理

● 気象業務法及び水防法の一部を改正する法律（令和7年法律第86号）

【公布：R7.12.12／施行：R8.5.29】

背景・必要性

- 豪雨等の自然災害が頻発・激甚化するなかで、洪水や高潮の危険性について、住民や水防関係者へのより明確で、きめ細かな周知が求められている
- 洪水・高潮の観測・予測等に関する技術の進展（※1）を踏まえ、洪水及び高潮の予報・警報の高度化や水災による危険を住民や水防関係者に迅速に周知する体制の強化により、水災による被害の軽減を図る必要がある
（※1）監視カメラ等の観測網の整備拡大、洪水の予測手法の高度化、波の打上げ高の予測モデルの構築等
- 加えて、情報通信技術の進展等により、日本国内に向けて不適切な気象等の予報業務を行う外国法人等が現れていることから、外国法人等による予報業務に関する規制を強化する必要がある



改正の概要

1. 洪水に係る情報提供体制の強化【気象業務法、水防法】

- 気象庁は、「洪水による重大な災害の起こるおそれ著しく大きい場合に」、洪水の危険性を住民へ迅速かつ確実に伝えるため、**洪水の特別警報を新たに実施**
- 国土交通大臣又は都道府県知事は、気象庁の求めに応じ、**洪水の特別警報の判断に必要な情報**（指定河川の水位の変動・施設の損壊状況等）を提供
- 洪水による氾濫が迫っていることを気象庁や水防関係者に**プッシュ型で情報提供**するため、**河川管理者等は、氾濫による危険の切迫を認める場合に通報**



2. 高潮の共同予報・警報の創設【気象業務法、水防法】

- 予測技術の進展を踏まえ、国土交通大臣が指定した海岸（※2）において、**国土交通大臣・気象庁長官・都道府県知事が共同して、波の打上げの要素を加味した高潮の予報・警報を新たに実施**
（※2）高潮により国民経済上重大な損害が生じるおそれのある海岸

3. 外国法人等による予報業務に関する規制の強化【気象業務法】

- 予報業務許可制度の適切な運営の観点から、以下の措置等を講ずる
 - ・ 許可の申請に当たって、**国内代表者又は代理人（国内代表者等）の指定を義務付け**
 - ・ **国内代表者等**（※3）の所在が不明である場合、**簡易な手続きにより許可を取り消すことができる**
（※3）国内事業者の場合は許可を取得した者
- 気象業務法に違反して、許可を取得せずに予報業務を行う者等について、利用者がこうした不適切に行われる予報等を忌避できるよう、**氏名等を公表できること**（※4）とする
（※4）国内事業者も対象に含まれる



【目標・効果】（KPI）

- ① 洪水の特別警報の認知度：80%（施行後5年）
- ② 高潮の共同予報・警報を実施する指定海岸の数：10海岸（施行後5年） ※ いずれも新設規定

国土交通省資料より引用

用語の定義の追加・修正

【新旧対照表 P1~2】

○高潮予報海岸（法第11条の3、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項）

国土交通大臣が、高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した海岸。

国土交通大臣は、高潮予報海岸において、気象庁長官及び当該海岸の存する知事と共同して、高潮のおそれの状況を水位を示して高潮の予報等を行う。

○【警戒レベル5相当】氾濫発生水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫の発生する水位（堤防天端高（又は背後地盤高））をいう。市町長の緊急安全確保措置の発令判断の目安となる水位である。

洪水予報河川にあってはレベル5氾濫発生情報及びレベル5氾濫特別警報、水位周知河川にあってはレベル5氾濫発生情報として防災気象情報を発する。

【参考】発表される情報の整理

	基準水位		洪水予報河川		水位周知河川	
	令和7年度まで	令和8年度から	令和7年度まで	令和8年度から	令和7年度まで	令和8年度から
警戒レベル5相当情報	氾濫する可能性のある水位（氾濫開始水位）	氾濫発生水位（氾濫開始水位）	氾濫発生情報	レベル5 氾濫特別警報 ／ レベル5 氾濫発生情報	氾濫発生情報	レベル5 氾濫発生情報
警戒レベル4相当情報	氾濫危険水位（危険水位）	氾濫危険水位（危険水位）	氾濫危険情報	レベル4 氾濫危険警報	氾濫危険情報	レベル4 氾濫危険情報
警戒レベル3相当情報	避難判断水位	避難判断水位	氾濫警戒情報	レベル3 氾濫警報	氾濫警戒情報	レベル3 氾濫警戒情報
警戒レベル2相当情報	氾濫注意水位	氾濫注意水位	氾濫注意情報	レベル2 氾濫注意報	氾濫注意情報	レベル2 氾濫注意情報

国土交通省資料より引用

2 河川管理者等による氾濫等の通報

県知事が行う氾濫等又は堤防等決壊の通知、周知、通報 【新旧対照表 P3、8、10~19】

水防法第24条の2第2項及び第25条第2項に基づき、知事が氾濫のおそれや堤防等の決壊を関係市町等へ通知、住民等へ周知する河川を指定 【市町への意見照会結果をもとに指定】

県管理河川

【指定の考え方】

水位周知河川を対象河川として指定 ⇒ 佐賀県は31河川

【通知、周知の基準】

※今後は状況を見て追加等の検討を行う予定

氾濫危険水位に達した場合に通知、周知を行う

【通知、周知の内容】

河川名、区域、観測所、水位、関係市町、河川等管理者

※対象河川以外の河川についても対象河川の通知、周知に準じて対応予定。

※国管理河川において、「氾濫発生水位」を設定済みの区間については、当該水位を超えた場合に通知、周知の対象となる予定。

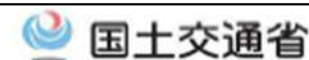
水防法改正

第二十四条の二 河川管理者、下水道管理者又は海岸管理者が、その管理する河川、下水道又は海岸について、浸水想定区域における氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその状況を関係都道府県知事その他関係者に通報しなければならない。

2 前項の通報を受けた都道府県知事は、その状況により相当な損害を生ずるおそれがあると認められるときは、当該通報に係る事項を直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3 土砂災害に関する情報・伝達経路の整理

【新旧対照表 P26~30】



新たな防災気象情報(土砂災害)

【情報名称等】これまでレベル4相当情報は、警報等とは別系統で、情報名称も「土砂災害警戒情報」となっていますが、
 今後は、「レベル4土砂災害危険警報」として発表されます※。
※「レベル4土砂災害危険警報」に呼称は変わりますが、土砂災害防止法第27条に基づき
 避難に資する情報という、土砂災害警戒情報としての性質を有することは変わりません。

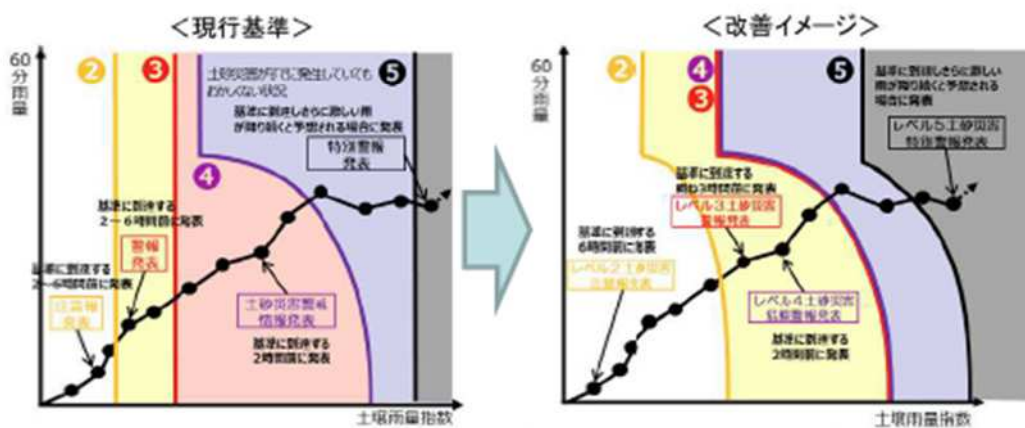
<現状>

発表指標	60分雨量 (解析・予測) 土壌雨量指数 (解析・予測)	土壌雨量指数 (解析・予測)
情報名称	5	大雨特別警報 (土砂災害)
	4	土砂災害警戒情報
	3	大雨警報 (土砂災害)
	2	大雨注意報
	1	早期注意情報

<改善後>

発表指標	60分雨量 (解析・予測) 土壌雨量指数 (解析・予測)	
情報名称	5	レベル5土砂災害特別警報
	4	レベル4土砂災害危険警報
	3	レベル3土砂災害警報
	2	レベル2土砂災害注意報
	1	早期注意情報

【発表基準】レベル3土砂災害警報は、現在の大雨警報 (土砂災害) に比べ、
 警戒レベル4相当に至らない情報発表が大幅に減少します。



- 警戒レベル5相当情報については、土砂災害の発生確度がより高い状況を示す情報として発表基準を設定します。
- 警戒レベル4相当情報については、発表基準の設定方法は従来と同様です。今後も基準値の検証を継続的に実施し、適宜改善を図ります。
- 警戒レベル3相当情報については、警戒レベル4相当情報の基準 (レベル4基準) に到達すると予想される時刻からのリードタイムを3時間※確保して発表します。
- 警戒レベル2情報は、雨による土砂災害への注意を広く呼び掛ける情報として、発表頻度やレベル4基準に到達するまでのリードタイムを考慮しつつ、災害捕捉率や発表頻度が現行の注意報と同等となるように発表基準を設定します。

※図中の黒丸は、60分雨量と土壌雨量指数を1時間毎にプロットしたものです。

※4~6時間先にレベル4基準に到達すると予想が可能な場合にも発表

国土交通省資料より引用

3 土砂災害に関する情報・伝達経路の整理

【新旧対照表 P26~30】

これまで

佐賀地方気象台 及び佐賀県 から、「佐賀県土砂災害警戒情報第〇号」として発表される。
佐賀県一斉指令システムにより、市町へ通報する。

R8出水期から

佐賀地方気象台から、「レベル4土砂災害危険警報」(※)として発表される。
佐賀県一斉指令システムにより、市町へ通報する。

(※) レベル3土砂災害警報の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するよう、対象となる市町を特定して警戒を呼びかける情報。

ただし、気象状況によっては、レベル3土砂災害警報を待たずとも、レベル2土砂災害注意報から発表される場合もあるため、高齢者等避難が発令されなくても、避難指示の検討および発令について躊躇なく判断する必要がある。

